

議案第11号

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第3号</u> において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を <sup>行う</sup> 保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、 <u>第7条の3第2項</u> 、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条において同じ。</u> ）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を <sup>行う</sup> 保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第41条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第41条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及 <u>び第4項第1号</u> において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2～4 略	2～4 略
5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59	5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59

条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利

	<p><u>用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</u></p> <p><b>第10条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う保育に支障がないときに限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</b></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p><b>第13条 削除</b></p> <p><u>（衛生管理等）</u></p> <p><b>第14条 略</b></p> <p>2. 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><b>第1条 この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。</b></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p> <p><b>第2条 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を</b></p>

備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年（2024年）3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）について所要の改正を行いたいので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 児童福祉法（抜粋）

#### 〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

②～③ 略

## 参考資料

### 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例要綱

#### 1 改正の概要

##### (1) 安全計画の策定等（第7条の2関係）

家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等の設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導等についての安全計画を策定し、必要な措置を講ずることを義務付ける。

##### (2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第7条の3関係）

家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の移動や送迎のために自動車を運行するときは、乗降等の際に利用乳幼児の所在を確認することを義務付ける。

##### (3) 懲戒に係る権限の濫用禁止（第13条関係）

家庭的保育事業者等における懲戒に係る規定を削除する。

##### (4) 衛生管理等（第14条関係）

家庭的保育事業者等が講ずる、感染症や食中毒の発生予防等のための必要な措置について、職員に対する研修や訓練を定期的に実施することと改める。

##### (5) その他

(1)から(4)までの他、所要の改正を行う。

#### 2 施行期日

令和5年(2023年)4月1日

ただし、第13条の改正規定は公布の日。

#### 3 経過措置

改正後の条例における自動車を運行する場合の所在の確認については、令和6年(2024年)3月31日までの間は代替措置を講ずることができることとする。